

都道府県・ 政令指定都市名	26 京都府
------------------	--------

時点:2025年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	文化生活部男女共同参画課
担 当 職 員 数	12 人 (専任 12 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	京都府男女共同参画推進本部	
設 置 年 月 日 (西 历)・根 拠	1989年5月19日	根拠: 京都府男女共同参画推進本部規程
長 の 役 職	副知事(男女共同参画担当)	

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮 問 機 關 、懇 談 会 等 の 名 称	京都府男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 历)	2004年7月20日
構 成 員	15 人 (女性 6 人、男性 9 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 历)	2021 年 4 月 ~ 2031 年 3 月
名 称	KYOのあけぼのプラン(第4次)-京都府男女共同参画計画-
改定・見直しの予定時期	2026年4月
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」といふ。)の推進計画と一体である	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成	2

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	京都府男女共同参画推進条例
	公 布 日(西暦)	2004年3月30日
	施 行 日(西暦)	2004年4月1日
	最 終 改 正 日(西暦)	
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定期(西暦):	年 月
無の場合	1. 制定等について検討中	具体的な状況:
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	調査時点コード (西暦) 2025 年度まで 40 %	1:2025年4月1日	2:その他(西暦)
根 拠			
目標設定の対象である審議会等の範囲			
目標設定の対象である審議会等における登用状況			
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況			
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況			
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況			
目標値以外の目標設定			
女 性 登 用 方 策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2 有の場合、1. 公表 2. 非公表
	人材名簿が有る場合	掲載人数 人 (年 月現在)	
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無) 1 委員の公募(1. 有 2. 無) 1 そ の 他 []	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

			調査時点コード		1:2025年4月1日		2:その他(西暦)		女性管理職の内訳		
			管理職総数		うち女性管理職数(人)		女性比率(%)		部局長相当職		次長相当職
			(人) (A)=(C+E+G)	(人) (B)=(D+F+H)	(人) (C)	うち女性数(D)	女性比率(%)	(人) (E)	うち女性数(F)	女性比率(%)	(人) (G)
本庁	計	379	56	14.8	18	3	16.7	65	7	10.8	296
	うち一般行政職	291	51	17.5	17	3	17.6	48	5	10.4	226
支庁・地方事務所等	計	302	59	19.5	5	1	20.0	63	9	14.3	234
	うち一般行政職	190	42	22.1	5	1	20.0	37	5	13.5	148
全体	計	681	115	16.9	23	4	17.4	128	16	12.5	530
	うち一般行政職	481	93	19.3	22	4	18.2	85	10	11.8	374
再掲	警察関係	132	10	7.6	0	0		24	4	16.7	108
	教育委員会	39	5	12.8	1	0	0.0	8	2	25.0	30
											3
											10.0

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード			1:2025年4月1日		2:その他(西暦)				
			課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	
本庁	計	778	166	21.3	1,348	299	22.2		
	うち一般行政職	483	147	30.4	570	234	41.1		
支庁・地方事務所等	計	1,116	302	27.1	1,756	321	18.3		
	うち一般行政職	578	172	29.8	450	184	40.9		
全体	計	1,894	468	24.7	3,104	620	20.0		
	うち一般行政職	1,061	319	30.1	1,020	418	41.0		
再掲	警察関係	518	43	8.3	2,003	201	10.0		
	教育委員会	131	59	45.0	55	21	38.2		

問7-3 新規昇任者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

			課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
本庁	計	0	0			0	0		0	0	
	うち一般行政職	0	0			0	0		0	0	
支庁・地方事務所等	計	0	0			0	0		0	0	
	うち一般行政職	0	0			0	0		0	0	
全体	計	93	19	20.4	218	49	22.5	358	100	27.9	
	うち一般行政職	10	1	10.0	40	15	37.5	12	8	66.7	
再掲	警察関係	17	1	5.9	49	7	14.3	104	7	6.7	
	教育委員会	5	0	0.0	25	8	32.0	3	1	33.3	

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経験年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他	
	面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外							
課長相当職	○	○	○		○	◎			○	一般職員は選考試験であり、本人の希望を考慮せず、昇任する場合がある	
課長補佐相当職	○	○	○	○	○	◎			○	一般職員は選考試験であり、本人の希望を考慮せず、昇任する場合がある	
係長相当職	○	○	○		○	◎			○	一般職員は選考試験であり、本人の希望を考慮せず、昇任する場合がある	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2024年4月1日～2025年3月31日)

		全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験		5,792	1,088	18.8
昇格試験		0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2024年4月1日～2025年3月31日)

		総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体		466	169	36.3
うち 上級		201	100	49.8
うち一般行政職		230	113	49.1
うち 上級		201	100	49.8
うち警察関係		236	56	23.7
うち 上級		0	0	

問7-7 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規 則 名	京都府職員服務規程
該当部分の条文(本文)	第15条第2項 婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた職員が、引き続き婚姻等の前の氏(以下「旧姓」という。)を使用しようとするときは、別に定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード 1:2025年4月1日 2: その他(西暦)

防災・危機管理部局 職員数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)	うち管理職数(人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
38	4	10.5	11	1	9.1

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名 称	京都府男女共同参画センター			愛称・通称	らら京都				
設置年月日(西暦)	1996年4月1日			施設形態	2	1. 単独施設 2. 複合施設			
所在地等	郵便番号: 601-8047 住 所: 京都市南区東九条下殿田町70 京都テルサ東館2階 電話番号: 075-692-3433 FAX番号: 075-692-3436 ホームページ: https://www.kyoto-womensc.jp								
管理・運営主体	1. 施設管理 直営(担当部局名:) <input type="radio"/> 指定管理者(名称: 一般財団法人京都府民総合交流事業団) その他() 2. 事業運営 直営(担当部局名:) <input type="radio"/> 指定管理者(名称: 一般財団法人京都府民総合交流事業団) その他()								
職 員 数	常勤 (雇用(任用)期間の定めがない職員)	5 人、	非常勤 (雇用(任用)期間の定めがある職員)	8 人	予算額	2025年度	57,852 千円		
主な事業	○ 1. 連携・協働(主な事項: 府内市町村・男女共同参画センターネットワーク会議、女性のための相談ネットワーク会議、京都ジョブパークマザーズジョブカフェ等と連携した女性の再就職支援) ○ 2. 広報啓発(主な事項: ホームページ、フェイスブック、メルマガ、らら京都ニュース、女性起業通信) ○ 3. 講座(主な事項: らら京都創業スクール、起業をめざす女性の交流サロン、災害時女性相談センター養成講座、DV防止啓発講座) ○ 4. 相談事業(主な事項: 女性・労働相談、専門相談(女性のためのカウンセリング、法律相談)、女性の起業・経営相談、男性相談) 5. 実態把握(主な事項:) 6. 調査研究(主な事項:) 7. 國際交流(主な事項:) ○ 8. 情報収集・提供(主な事項: ホームページ、フェイスブック、インスタグラム、X、メルマガ、らら京都ニュース、女性起業通信) 9. 苦情処理(主な事項: KYOのあけぼのフェスティバル、女性団体・グループ等との共催事業、男女共同参画視点での防災支援事業、)								
男女共同参画・女性に関するもの	※ 実施しているもの: ○								

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

2つある場合

名 称		基金・基本財産額	千円
設置年月日(西暦)		出資者	

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

問10-1 各種女性団体連絡協議会等の有無	1. 有 2. 無	問10-2 名称等: 京都府男女共同参画センター運営協議会	加盟団体数	17
			会員数	
問10-3 地方公共団体からの助成・委託事業実施の有無	1. 有 2. 無			
問10-4 活動内容 ※ 実施しているもの:○	<p>○ 1. 定例会議(情報交換会等)の開催 2. 機関誌の発行 3. 広報啓発パンフレット作成 ○ 4. その他 [内容: KYOあけぼのフェスティバルの開催]</p>			

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

- 1. 担当者連絡会議の開催
2. 市区町村職員研修会の開催
3. 市区町村アドバイザー養成講座等の開催
○ 4. 関係情報の収集提供
5. 審議会等女性登用の働きかけ
6. 補助金等の交付 [名称 :
概要 :]
7. その他 [内容 :]

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

- 1. 職員向けに、男女共同参画・女性問題をテーマとした講演会、研修会等を実施
○ 2. 職員研修のプログラムの一部に、男女共同参画・女性問題の講義等を組み入れ
○ 3. 国、民間等が行う男女共同参画・女性問題に関する研修に職員を派遣
4. 男女共同参画の観点からの防災に関する研修の実施

女性職員の研修受講への配慮

- 1. 女性職員を対象とした能力開発や管理職登用のための研修を実施
○ 2. 研修受講職員の男女比を配慮
○ 3. その他 [内容: 各種入校教養の通学制を許可]

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

事項	2024年度予算 (千円)	2025年度予算 (千円)	備考
関係予算総額(施設整備費を除く)	156,968	152,065	
上記関係予算が一般会計予算総額 に占める割合	0.02 %	0.01 %	
男女共同参画・女性のための施設整備費	0	0	

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況		※該当するもの:○	項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定		
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○	
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	○	
(1)	指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	○	
(2)	清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定		
(3)	指定管理者公募選定における評価項目の設定		
(4)	プロポーザル方式における評価項目の設定		
(5)	その他(内容:)		

↓ (具体的に実施している内容:○)

	問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
①	「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得			○
②	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
③	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)			
④	地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得			
⑤	役員に占める女性割合に関する項目			
具体的な項目	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目			
⑦	役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)			
⑧	仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)			
⑨	ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組			
⑩	短時間正社員制度の導入			
⑪	男性の育児・家事への参画促進に向けた取組			
⑫	ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)			○
⑬	その他			○

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

	企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)	企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		1	1
1 「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得	○		
2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○		
3 役員に占める女性割合に関する項目			
4 管理職に占める女性割合に関する項目			
5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組			
6 その他「登用促進等」に関する項目	○		
7 仕事と育児・介護を両立するための取組	○	○	
8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組	○	○	
9 短時間正社員制度の導入	○	○	
10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組	○	○	
11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)	○		
12 その他			

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的名称	「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度(1,2,6,7,8,9,10,11)、きょうと福祉人材育成認証制度(2,7,8,9,11)
→ 「企業の表彰制度」の具体的名称	子育て環境日本一・きょうと表彰(7,8,9,10)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→ 女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的名称	輝く女性応援京都会議
2 現在はないが、今後検討する		上記以外の具体的名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1 2. 無	問17-1 男女共同参画に関する年次報告			
		1. 定期	2. 不定期	1	定期の場合 1 年毎
問17-1 公表周期					
公表主体 (※ 該当するもの:○)		○	1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()		

問18-1 2025年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参 加 予 定 者 数	時 期
1. 広報啓発 ・ ① KYOのあけぼのフェスティバル開催事業 ・ ② DV啓発資料の作成・配布 ・ ③ DV防止集中啓発事業 ・ ④ DV防止啓発講座 ・ ⑤ デートDV防止啓発講座 ・ ・	①「KYOのあけぼのフェスティバル」を開催し、男女共同参画の理解促進及び府内の女性団体の交流によりネットワークを強化、地域の活性化を図る ②DV防止啓発のための広報媒体を作成・配布 ③関係機関が連携し、啓発期間等を設定して集中的に啓発 ④DV被害防止に向けた啓発講座 ⑤年代に応じた暴力をやめる意識づくりやデートDV被害防止に向けた啓発講座	①500人程度	①11月頃 ②通年 ③11月 ④通年 ⑤通年
2. 表彰 ・ ①女性顕彰事業「京都府あけぼの賞」 ・ ②京都女性起業家賞(アントレプレナー賞)事業 ・ ・	①先駆的な活躍をしている女性及び男女共同参画社会の推進に功績のあった者で、特に功績の著しい者を顕彰 ②新たなビジネスを提唱する女性からの提案を全国から公募し、女性の起業モデルとなる提案を顕彰	①6人程度 ②30人程度	①11月 ②2月
3. 講座 ・ ①女性リーダー育成事業(女性の船) ・ ②地域女性エンパワーメントセミナー事業 ・ ③京都ウイメンズベースアカデミー事業(女性活躍総合支援事業) ・ ④男性育休促進事業 ・ ・	①地域や職場でリーダーとなって活躍する女性を育成するため、公募した女性たちを北海道に派遣し、船上研修、訪問地研修を実施 ②地域の女性リーダーのエンパワーメントを図るとともに、各団体等のネットワーク化を促進し、男女がともにいきいきと豊かにくらせる地域社会づくりの担い手を養成 ③企業の枠を超えた女性活躍研修を実施 離職した女性の学び直しによる再就職支援を実施 ④男性の育児休業取得を促進し、男性の積極的な家事・育児への参画を促すため、セミナー等を実施	①30人程度 ②各回200人程度 ③100人程度 ④150名程度	①6月 ②年2回 ③通年 ④通年
4. 相談事業 ・ ①マザーズジョブカフェ推進事業(女性活躍総合支援事業) ・ ②女性相談事業 ・ ③女性つながりサポート事業 ・ ・	①子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて子育てや就業をワンストップで支援 ②女性が抱える問題や、既存の相談機関では対応できない女性に関する複合的な問題についての相談・カウンセリング、起業に関する相談を実施 ③様々な困難・課題を抱える女性に対する支援を強化するため、民間団体による無料電話相談・カウンセリングや伴走支援、オンラインチャット相談を実施	①23,000人程度 ②4000人程度	①～③通年
5. 情報収集・提供 ・ ・			
6. 苦情処理 ・ 苦情処理事業 ・ ・	府が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼす施策についての苦情の処理		通年
7. 交流促進 ・ KYOのあけぼのフェスティバル開催事業(再掲) ・ ・	「KYOのあけぼのフェスティバル」を開催し、男女共同参画の理解促進及び府内の女性団体の交流によりネットワークを強化、地域の活性化を図る	500人程度	11月
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 京都ウイメンズベース事業(働きやすい職場環境づくり支援)(女性活躍総合支援事業) ・ ・	キャリアコンサルタント等の資格を持つ女性活躍応援マネージャーが勉強会・相談会や企業訪問を通じて、女性活躍推進法に基づく中小企業の事業主行動計画に係る取組の実施や働き方改革を支援するとともに、公労使のオール京都体制で運営する京都ウイメンズベースを拠点に、ワーク・ライフ・バランスの取組に係る制度の周知や運用に関するアドバイス、取組企業の情報発信、地域における取組の実践、企業経営者・大学生等に対する情報提供を行う	支援企業延べ40社	通年
9. 国際交流・海外派遣事業 ・ ・			

10. 調査研究			
・			
11. その他			
・ ①女性の起業・経営支援事業	①女性起業家の裾野を拓げていくため、アイデアのブラッシュアップから 顕彰・事業化支援までの個別相談支援と、併せて女性起業家のネット ワーク構築支援を中小企業応援隊等と連携しながら実施	①30人程度	①～⑦通年
・ ②女性活躍応援塾事業	②地域で主導的な役割を担うことができる女性の育成、地域活動への新 たな女性の参画を目指し、①地域活動推進塾、②地域女性リーダーシッ プ育成塾2つの観点から、女性の地域活動を総合的に支援	②20人程度	
・ ③保育ルーム設置促進事業	③子育て中の女性の社会参加を促進するため、京都府が実施する講演 会等に保育ルームを設置	③700人程度	
・ ④男女共同参画センター運営(女性活躍総合支援事 業)	④男女共同参画推進条例に基づく拠点施設として、条例や府男女共同参 画計画に基づき男女共同参画社会づくりに向けた各種取組を推進		
・ ⑤高齢者等雇用環境整備事業	⑤内職者団体の運営に対する助成	⑤2団体	
・ ⑥地域団体育成事業	⑥女性団体の育成のため、実施事業に対し助成	⑥5団体、7事業	
・ ⑦京都STEAM女子応援事業	⑦未来の女性研究者、技術者の裾野拡大のため、中・高校生・保護者・ 教諭を対象に、企業で活躍する女性技術者や理系女子大学生との交流 イベント等を実施	⑦40人程度	
・			
・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2025年7月1日)

議会名	京都府議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	
規定名	京都府議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第2条 2. 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の予定日(議員が出産したときは、当該出産の日)後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	
規定名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産	1	
育児	1	
家族の看護	1	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他		
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他()	
規則名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	

規則名	
条本文	
政治分野の男女共同参画のために実施していること	

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等)	
該当部分の規定	【都府地域防災計画(一般計画編第3編第1章 P302) (震災対策計画編第3編第1章 P209)※両編ともに同様の記載】 1 男女共同参画関係施設の被害状況調査及び応急措置に関すること。 2 女性関係団体との連絡調整に関すること。

2025年度調査より以下の設問(問21~問24)が新設されました

問21 災害対策本部への女性職員の配置状況

本部員の総数 (本部長を含む)	28 人	うち女性数	4 人	女性比率	14.3 %
--------------------	------	-------	-----	------	--------

問22 本庁職員(防災・危機管理担当部局、男女共同参画担当部局に限らず庁内全職員)に対する男女共同参画の視点からの防災・復興をテーマにした研修の実施状況

1. 実施している 2. 実施していない	
-------------------------	--

問23 男女共同参画センターの設置根拠

※問8で「1. 有」と回答された場合、本設問にご回答ください。
(「男女共同参画・女性のための総合的な施設」の設置がされていない場合は、本設問への回答は不要です。)

1. 条例 2. 条例以外(要綱など)	
------------------------	--

問24 これまで独立行政法人 国立女性教育会館(NWEC)主催の研修に参加するなど、業務上の関わりはありましたか。

1. あり 2. なし	
----------------	--

調査時点コード:

1. 2025年4月1日 2. その他(西暦) ()

問26. 都道府県における首長等の状況

知 事	2 1. 女性 2. 男性	任期: 2022年4月16日 ~ 2026年4月15日
副 知 事	3 人	(女性 0 人、 男性 3 人)

問27. 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	都道府県防災会議(会長を含む)	66	13	19.7	
	都道府県防災会議(委員のみ)	65	13	20.0	
内 訳	1号 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員	14	1	7.1	
	2号 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長	1	0	0.0	
	3号 当該都道府県の教育委員会の教育長	1	0	0.0	
	4号 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長	1	0	0.0	
	5号 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者	10	3	30.0	
	6号 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者	7	0	0.0	
	7号 当該都道府県の地域において業務を行なう指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者	22	2	9.1	
	8号 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち当該都道府県の知事が任命する者	9	7	77.8	
2	国土利用計画地方審議会	18	8	44.4	
3	土地利用審査会	7	4	57.1	
4	都道府県交通安全対策会議	20	6	30.0	委員総数には知事と特別委員(2名)は含まない
×	5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入。当欄は空欄とし、備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
	6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	47	19	40.4	5を含む
	7 精神医療審査会	15	4	26.7	
×	8 都道府県生活衛生適正化審議会				審議会は廃止されていないが活動の実態はない
	9 都道府県医療審議会	26	10	38.5	
×	10 准看護師試験委員会				
	11 麻薬中毒審査会	5	0	0.0	
	12 地方社会福祉審議会	28	6	21.4	
	13 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	25	10	40.0	障害者施策推進協議会
	14 国民健康保険事業の運営に関する協議会	14	4	28.6	
	15 国民健康保険審査会	9	4	44.4	
×	16 都道府県農業共済保険審査会				休止中
	17 都道府県森林審議会	15	6	40.0	
	18 都道府県建設工事紛争審査会	15	5	33.3	
	19 建築審査会	7	3	42.9	
	20 都道府県建築士審査会	7	4	57.1	
	21 都道府県都市計画審議会	33	6	18.2	
	22 開発審査会	7	4	57.1	
	23 私立学校審議会	13	6	46.2	
×	24 石油コンビナート等防災本部				
×	25 公害健康被害認定審査会				
×	26 硝素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
×	27 都道府県児童福祉審議会				
	28 地方港湾審議会	32	5	15.6	
×	29 土地区画整理審議会				
	30 教科用図書選定審議会	20	8	40.0	
31	介護保険審査会	18	10	55.6	
	32 都道府県固定資産評価審議会	12	4	33.3	
	33 感染症の診査に関する協議会	20	4	20.0	
	34 警察署協議会	269	107	39.8	
	35 土地収用事業認定審議会	7	5	71.4	
	36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	10	4	40.0	情報公開・個人情報保護審議会
	37 都道府県国民保護協議会	58	7	12.1	
	38 地方独立行政法人評価委員会	5	2	40.0	公立大学法人評価委員会
×	39 市街地再開発審査会				
×	40 都道府県職員委員会				
×	41 自然再生協議会				
	42 審議会その他の合議制の機関(※公益認定等)	5	2	40.0	公益認定等審議会
	43 後期高齢者医療審査会	9	5	55.6	
	44 留置施設視察委員会	6	3	50.0	
	45 傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に関する基準の協議並びに実施基準に基づく傷病者の搬送及び傷病者の受け入れの実施に係る連絡調整を行うための協議会	28	2	7.1	高度救急業務推進協議会
	46 指定難病審査会	14	3	21.4	
	47 小児慢性特定疾病審査会	5	2	40.0	
	48 行政不服審査会	6	3	50.0	

×	49 地域医療対策協議会				
	50 幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関	8	2	25.0	
×	51				
×	52				
×	53				
×	54				
×	55				
	合 計	909	300	33.0	
	女性委員の審議会数	1			

問28. 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

	委 員 会 等 名	委員総数 (人)	うち女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	4	0	0.0	委員の選出は議会による
3	人事委員会	3	1	33.3	
4	監査委員	4	1	25.0	
5	公安委員会	5	1	20.0	
6	都道府県労働委員会	15	3	20.0	
7	収用委員会	7	2	28.6	
8	海区漁業調整委員会	10	1	10.0	
9	内水面漁場管理委員会	10	3	30.0	
	合 計	63	14	22.2	
	女性委員の委員会数	1			